## 電波法施行規則の一部を改正する省令案等についての意見募集 -無電極放電ランプからの妨害波の許容値及び測定法の見直しについて-に対する意見及びそれに対する考え方

意見提出期間:平成27年11月19日(木)から12月18日(金)まで

提出された意見の件数:1件

番号	提出者	提出された意見	意見に対する考え方	提出意見を踏ま えた案の修正の 有無
1	個人	省令の改正におきましては賛同いたします 一点ご確認頂きたい箇所がございます 総務省告示第315号の改正案4項におきまし て直線偏波アンテナの再下端の地上高を0.2 m以上との記載がありますが 引用規格であり ますCISPR16-1-4 平成19年の答 申によりますと地上高0.25以上となってお り、CISPR11国内答申 平成26年度で	頂いた御意見は、本改 正案等に対する賛同 意見として承ります。 また、御指摘のとお り、測定時の直線偏波 アンテナの最下端の 地上高は、利用周波数 がISM用周波数以	有
		は0.2m以上となっております 無電極放電 ランプはCISPR15対応でありますが、I SM周波数を用いた機器も存在いたします ど ちらの規格を引用すべきか、又は両方採用すべ きかご確認いただけませんでしょうか	外のものについては、 0.25m以上とするべき であり、修正いたしま す。	